

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住所  
氏名  
電話番号

印

平成 年産青森県特別栽培農産物  
認証申請書（生産流通）

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、関係書類を添えて認証申請します。

記

1 申請計画概要

区分	1	2	3	4
生産流通計画承認年月日				
作物名				
農薬等使用区分	農薬			
	化学肥料			
生産者数(人)				
栽培面積(a)				
栽培ほ場数(筆、棟数)				
生産量(t、kg)				
出荷量(t、kg)				

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

2 添付書類

- (1) 栽培状況報告・・・承認を得た計画書の栽培管理計画の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。なお収穫終了時までの予定は( )書で記入する。
- (2) 栽培管理確認報告(別紙)
- (3) 出荷計画・・・承認を得た計画書の出荷計画の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- (4) 認証票使用計画・・・承認を得た計画書の認証票使用計画の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- (5) 実績報告届の写し・・・前年に生産流通の認証を受けている場合は、その実績報告届及び実績報告書の写しを提出する。
- (6) その他

(精米流通計画の場合)

平成 年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)  
〒 住所  
氏名  
電話番号

印

## 平成 年産青森県特別栽培農産物 認証申請書 (精米流通)

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、関係書類を添えて認証申請します。

### 記

#### 1 申請計画概要

(1) 精米流通計画承認年月日

(2) 精米施設

施設名	
所在地	

(3) 計画概要

区 分	1	2	3	4
産地名(市町村)				
生産者名				
農薬等使用区分 農薬 化学肥料				
品 種 名				
玄米受付量(t、kg)				
精米生産量(t、kg)				

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

#### 2 添付書類

- (1) 精米計画・・・承認を得た計画書の精米計画の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- (2) 認証票使用計画・・・承認を得た計画書の認証票使用計画の写しに、赤書きで加筆、修正して提出する。
- (3) 実績報告届の写し・・・前年に精米流通の認証を受けている場合は、その実績報告届及び実績報告書の写しを提出する。
- (4) その他

(別紙)

平成 年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(確認責任者)

印

## 平成 年産栽培管理確認報告

青森県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告します

記

作物名			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
作型		栽培面積計	
栽培責任者			
確認内容	確認月日（複数回の場合はすべて記入）等		
ほ場確認	月 日、 月 日		
看板の有無の確認	月 日、 月 日		
記録簿の有無の確認	月 日、 月 日		
栽培管理の状況			
記録の状況			
農薬使用状況			
化学肥料使用状況			
収穫状況			
その他			
栽培計画との整合性			
特記事項			

注) 1. 栽培管理の状況は、確認した内容を記入する。

2. 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)

〒 住所

氏名

印

平成 年産青森県特別栽培農産物  
認証事項の変更及び認証の再申請書

平成 年 月 日付け〇農水第 号で認証を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、青森県特別栽培農産物認証要綱第11の規定に基づき認証事項の変更及び認証について再申請します。

記

作物名等	変更項目	変更事項 発生年月日	変更内容	変更理由
				必要に応じて資料を添付

注) 1. 認証された認証申請書の様式5の写しとの関係書類の関係する部分の写しに、赤書きで変更後の内容を加筆、修正し、添付する。また、必要に応じて資材等の資料も添付する。

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)

〒住所

氏名

印

平成 年産青森県特別栽培農産物  
認 証 票 使 用 中 止 届

青森県特別栽培農産物認証要綱第13第2項の規定に基づき、下記により認証票の使用  
を中止したので届出します。

記

1 認証票使用中止理由

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(申請者)

〒住所

氏名

印

平成 年産特別栽培農産物  
事故発生報告書

平成 年 月 日付け〇農水第 号で通知を受けた認証について、次のとおり事故が発生したので青森県特別栽培農産物認証要綱第14の規定に基づき報告します。

記

1 事故等の内容

①発生年月日、②当該対象、③内容 等

2 経過

3 事故に対する措置

4 措置の結果

平成 年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

（申請者）

〒 住所

氏名

印

電話番号

平成 年産青森県特別栽培農産物  
実績報告届

青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

注) 実績報告届の提出期限

当該農産物の認証後1年以内に提出しなければならない。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、  
認証後12ヵ月目の月までの実績を記載するものとする。

(生産流通実績)

## 平成 年産青森県特別栽培農産物 実績報告書（生産流通）

### 1 実績報告概要

区 分	1	2	3	4
生産流通計画認証年月日				
作物名				
農薬等使用区分	農薬			
	化学肥料			
生産者数(人)				
栽培面積(a)				
栽培ほ場数(筆、棟数)				
生産量(t、kg)				
出荷量(t、kg)				

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

### 2 実績報告内容

- (1) 栽培管理実績・・・認証申請書の栽培管理計画の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- (2) 販売・出荷実績・・・認証申請書の販売・出荷計画の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- (3) 認証票使用実績・・・認証申請書の認証票使用計画の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- (4) 確認報告・・・・・・認証申請書の別紙栽培管理確認報告の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- (5) その他

(精米流通実績)

## 平成 年産青森県特別栽培農産物 実績報告書（精米流通）

1 精米流通計画認証年月日

2 精米施設

施設名	
住所(TEL)	
規模・能力	

3 実績報告概要

区 分	1	2	3	4
産地名(市町村)				
生産者名				
農薬等使用区分	農薬			
	化学肥料			
品 種 名				
玄米受付量(t、kg)				
精米生産量(t、kg)				

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

4 実績報告内容

- (1) 精米実績・・・認証申請書の精米計画の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- (2) 認証票使用実績・・・認証申請書の認証票使用計画の写しに、赤書きで加筆して提出する。
- (3) 確認報告・・・実績確認報告書(別紙)のとおり
- (4) その他

(別紙)

平成 年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

(精米確認者)

印

## 平成 年産実績確認報告書 (精米)

青森県特別栽培農産物認証要綱第15の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

品 種 名			
農薬等使用区分	農薬：	化学肥料：	
産 地 名		精米責任者	
栽培責任者		確認責任者	
精米工場所在地	(確認月日／複数回の場合はすべて記入)		
確 認 内 容	確認月日 (複数回の場合はすべて記入) 等		
認証米の取扱方法 (一般米と区分する取扱方法)	月	日	
記録簿の有無	月	日	
記録状況			
精米状況			
精米計画との整合性			
認証票使用状況			
特記事項			

注) 農薬等使用区分は、「農不・化不」、「農不・化5」、「節農不・化不」  
「節農5・化不」、「節農不・化5」、「節農5・化5」と記載する。

様式10（第16関係）

青森県特別栽培農産物生産ほ場	
生産者名	
作物・品種名	
農薬等使用区分	(節減対象) 農薬： 化学肥料：
ほ場所在地	
ほ場面積	a
栽培期間	月 ~ 月
栽培責任者	

- 注) 1. 看板の大きさは、概ね30cm×40cm以上のものを設置する。  
2. 農薬等使用区分は、「不使用」「5割以下」と記載する。

(参考) 管理記録例

## 平成 年 栽培管理記録

栽培責任者名	生産者	確認責任者名	ほ場番号、番地	作物名、品種	栽培面積
	住所 氏名				a

年月日	作業内容	使用種苗、資材			使用機械・器具		特記事項
		種苗及び資材名	数量	入手先	機械・器具名	洗浄・整備方法	
月 日	耕起・施肥	堆肥	〇〇kg	〇〇農協	トラクター	使用前水洗い	一般と共用  収穫量〇〇kg 規格外は廃棄〇〇kg 〇〇kg
	播種	〇〇種子	〇〇g	〇〇農協	手作業		
	定植	〇〇苗	〇〇本		手作業		
	病虫害防除	〇〇剤	〇〇%	〇〇化成工業	噴霧器	使用前後水洗い	
	除草				手作業		
	害虫防除	〇〇剤	〇〇kg	〇〇薬品(株)	噴霧器	使用前後水洗い	
	収穫・選別				選別機		
	箱詰め	段ボール	〇〇箱	〇〇農協	手作業		
	シール貼り	特栽シール	〇〇枚		手作業		
	出荷				トラック		

(参考) 有機農産物の日本農林規格 第4条の別表2

平成21年8月27日農林水産省告示第1180号

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調整用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調整用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	ガゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	